

(仮 称) 宮 城 気 仙 沼 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 5 年 6 月

東急不動産株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して33日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年3月23日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和5年3月23日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・河北新報
- ・三陸新報
- ・岩手日報
- ・岩手日日

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報けせんぬま 令和4年3月1日号（令和5年2月25日発行：別紙2参照）
- ・広報いちのせき「I-style」 2023年4月号（令和5年3月24日発行：別紙3参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「お知らせ」を掲載した。

- ・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙4参照）
<https://tokyu-reene.com/news/miyagikesennuma2.html>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

- ・宮城県のウェブサイト（別紙5参照）
- ・岩手県のウェブサイト（別紙6参照）
- ・気仙沼市のウェブサイト（別紙7参照）
- ・一関市のウェブサイト（別紙8参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 6 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・宮城県庁環境生活部環境対策課（宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1）
- ・気仙沼市役所ワン・テン庁舎 2 階交流プラザ（宮城県気仙沼市八日町 1-1-1）
- ・気仙沼市役所唐桑総合支所（宮城県気仙沼市唐桑町馬場 181-1）
- ・気仙沼市役所本吉総合支所（宮城県気仙沼市本吉町津谷館岡 10）
- ・一関市役所市民環境部生活環境課（岩手県一関市竹山町 7-2）
- ・一関市役所室根支所（岩手県一関市室根町折壁字八幡沖 345）

② インターネットの利用による縦覧

- ・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙 4 参照）
<https://tokyu-reene.com/news/miyagikesennuma2.html>

(4) 縦覧期間

令和 5 年 3 月 23 日（木）から令和 5 年 4 月 24 日（月）までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 4 名であった。

（内訳）宮城県庁環境生活部環境対策課	0 名
気仙沼市役所ワン・テン庁舎 2 階交流プラザ	2 名
気仙沼市役所唐桑総合支所	0 名
気仙沼市役所本吉総合支所	0 名
一関市役所市民環境部生活環境課	0 名
一関市役所室根支所	2 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～8 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和5年3月30日（木）18時00分から19時30分
- ・ 開催場所：気仙沼市民会館 中ホール
(宮城県気仙沼市笹が陣4-2)
- ・ 来場者数：21名

- ・ 開催日時：令和5年4月11日（火）18時00分から19時10分
- ・ 開催場所：一関市室根市民センター 集会室
(岩手県一関市室根町折壁大里201-1)
- ・ 来場者数：2名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙9参照)

(1) 意見書の提出期間

令和5年3月23日(木)から令和5年5月8日(月)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計13名の方から14通の意見書が提出された。意見の総数は49件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
1	1	5
1	1	1
1	1	3
1	1	3
1	1	6
1	1	1
1	1	3
1	1	6
1※	2	3
1	1	1
1	1	8
1	1	7
1	1	1
合計13名	合計14通	合計48件

※1名の方から同じ記載内容の意見書が提出されたため、重複する意見について意見数から除外した。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	市民の森に10基もの風車をなぜ建てなければならないのか市民の森は稜線に遊歩道が整備され、気軽に散策できる遊歩道として・見晴らし・マウンテンバイクコースなどさまざまな施設・研究林・研究池や当地方では珍しい水芭蕉が見られる湿地など長年かけて整備されてきた。なぜそんな場所を壊してまで、風車を建てなければならないのか別の場所を検討せよ	気仙沼市様とは、東日本大震災後、弊社の東京の商業施設の区画を無償提供し気仙沼市の物産販売イベントの開催、社員を派遣し、被災した土地の土地区画整理事業や内湾（ないわん）地区での商業施設開発計画の支援を行っております。また、市内本吉地区の市有地において太陽光発電事業を実施するなど、長きにわたって関係を構築してまいりました。そのような関係において、今般、気仙沼市様が2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロに取り組むゼロカーボンシティを宣言されたため、弊社から風という自然エネルギーに優れる市民の森における風力事業をご提案した経緯があります。 今後現地調査を行い、現状を把握するとともに市民の森への影響について予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避又は極力低減いたします。また、市民の森の更なる活性化のための再整備についても気仙沼市様に相談してまいりたいと考えております。
2	計画範囲は施設も含めほぼすべて保安林だが、保安林にはそれぞれに目的がある。無理やり廃止して本来の目的はどのように解決していくのか。	今後の手続きにおいて、保安林の指定状況を踏まえ、管理者と協議の上、保安林の有する機能を阻害しないよう可能な限り改変を低減できるよう事業計画を検討いたします。
3	風車から最寄りの住宅までの距離は1.1km・1.2km・1.3km・1.4km・1.5kmの数値が並ぶが近すぎる。騒音基準もさることながら、現在の風車は住宅まで約2.0km友人宅はそれ以上離れているが時々音が聞こえるという。東急不動産の巨大風車10基を勘案すると3.0km以上の距離を自主的に設定すべきである。	現時点の事業計画では風力発電機の設置予定位置と住居等の離隔を可能な限りとり、約1kmの距離を確保することとしております。なお、音の感じ方には個人差があること、また、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、騒音に関する影響については、今後の現地調査により住宅等が存在する地域の音環境を把握した上で、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）を参考にしながら、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避又は極力低減いたします。
4	景観の調査・予測には、外から見た計画地の眺めだけのよう記述だが、市民の森は山も頂上も面積が小さい。平場を造成したら標高も眺めも変わる熊山など風車建設想定箇所の内から外を眺める調査はしないのか	市民の森については、熊山等を含む広い範囲の施設であることから、今後の現地調査において熊山を含めた複数の箇所から調査を実施し、眺望の特性や利用状況等を把握した上で、予測及び評価を実施いたします。
5	石巻も気仙沼も風車近辺は立ち入りを制限している。立ち入り制限だらけの市民の森など聞いたことが無い。直径100mの石巻風車を観てこのサイズでも相当大きい。羽根以外の音もしているようだ。計画風車の直径158mは圧倒されるだろう。参考に現物を見に行きたいが、計画と同型の風車はどこに建っているのか。	市民の森への影響について、今後調査、予測及び評価を実施し、立ち入り制限などによる利用への影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 また、本事業ではローター直径130m～158mの風力発電機の採用を予定しており、他事業においても130mを超える風車の建設事例はございますが、他社の発電事業の情報になりますので、この場でのコメントは差し控えさせていただきます。

		風力発電機から発生する騒音には、羽根の回転に伴い発生する振幅変調音と内部の増速機や電力変換装置から発生する純音性成分がございます。 騒音に関する影響については、今後の現地調査により住宅等が存在する地域の音環境を把握した上で、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考にしながら予測及び評価を行い、風力発電設備を住宅等から可能な限り離隔をとる等の環境保全措置を検討いたします。
--	--	--

表 2-1 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	現気仙沼市の市民の森は古くから太田高原と呼ばれて私達の会、特に山岳会にとっては無くてはならない心のより所となっております、 その理由として次の通りであります。 我が会は S30 年現気仙沼高校の山岳部 OB が集まり、今日まで 48 年間この山をホームグラウンドとして親しんで居り約半世紀に渡り一年中歩いている現状を考えるに、自然の環境を大切に余り手をかけずにこの状態で守って行きたいと常々思っております。以前は今の様に車道は全く通っておらず全山徒歩でしか通る事が出来なかった。尾根筋は 360° 太平洋そして東方、北の方には岩手山や奥羽山脈が見られ若い頃にはいつかあの山へのあこがれの山々が見られました。（市民の森）今は昔と違い道が出来徳仙丈山への道等便利にはなりましたが私共山岳会にとっては余り楽しくはありません。現在風車が 4 基強風の時そしてその音のものすごさは余りあるものと思われま。ましてや話によると、山の高いところに 10 基以上の数が増える等とは言語道断であります。あの音が私達が楽しむ場所、そして登山道に及ぼす影響は計り知れないものがあります。 自然に対する乱立する風車の数、そしてその中に溶け込めない風景、そしてその違和感。 その風車の工事の為の山の破壊。私にはこの自然の美しい市民の森、私達の市民の大いなる財産を次の世代にもそしてその次にも残しておく責任と義務があると思っております。 今日私達の山岳会では永く歩いて来たこの山の一部に植樹を行っております。 山の良さ、楽しさを知っていただく為に活動を色々行っており、一本でも緑を増やして行ければと願いつつこれからも市民運動的に行って参りますが、自然を守る事も知って欲しいと願います。 これ以上山を壊さないで欲しいと思います。ましてや一企業が東北の自然豊かな町へ土足で足を踏み入れて来る様な、そんな感じを受けております。気仙沼にはその様な風車はもう必要ありません！	気仙沼市様とは、東日本大震災後、弊社の東京の商業施設の区画を無償提供し、気仙沼市の物産販売イベントの開催、社員を派遣し、被災した土地の土地区画整理事業や内湾（ないわん）地区での商業施設開発計画の支援を行っております。また、市内本吉地区の市有地において太陽光発電事業を実施するなど、長きにわたって関係を構築してまいりました。そのような関係において、今般、気仙沼市様が 2050 年までに二酸化炭素実質排出ゼロに取り組むゼロカーボンシティを宣言されたため、弊社から風という自然エネルギーに優れる市民の森における風力事業をご提案した経緯があります。 2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定には、産業革命以前に比べて、世界の平均気温の上昇を 2℃以下に、できる限り 1.5℃に抑えるという目標が示されるとともに、気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、日本は 2030 年までに 2013 年度比で CO₂ 排出量を 46%削減する必要があるとされています。 また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 6 次評価報告書によれば、1850～1900 年を基準とした世界平均気温の上昇は、2011～2020 年に 1.1℃まで達しており、温室効果ガスの排出を直ちに、急速かつ大規模に削減しない限り、今世紀中に温暖化を 1.5℃近くに抑えるどころか、2℃に抑えることさえできなくなると予測されています。 日本国政府としても、さまざまな分野で脱炭素化のイノベーションを推進する「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を掲げ、大幅な CO₂ 削減を目指しています。 地球温暖化によるこれからの気温の上昇や海水面の上昇、大雨の増加、自然災害の増加の発生等が懸念されている中、海で取れる魚の種類が変わってきた、という地元の方のお話もお聞きしております。 気仙沼市の主要産業である漁業、名所である徳仙丈山のツツジ、その他の身近な自然環境などを守っていくためには、今の自然をできる限り守りながら風という自然エネルギーを活用することで温室効果ガスの排出量を抑えることが重要だと考えております。 ご指摘のとおり、本事業の実施区域は熊山や大森山を含む市民の森に位置しており且つ既設の風力発電機が稼働しております。本事業の実施により風力発電機が増え、ご意見いただきましたように違和感を覚える方もいらっしゃるかと存じます。

		また、彼峰の会様の植樹活動につきましても承知しておりますので、市民の森の現状や利用実態を把握し、自然保護と本事業とが両立できるよう、引き続き気仙沼市民の森の活性化のための再整備について気仙沼市様へのご相談を継続してまいりたいと考えております。
--	--	---

表 2-1 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
7	本意見書は要約しないでください順番も変えないでください。 1. 貴社事業「配慮書 2.2.8 その他の事項」には『<u>既設風力発電機周辺には風力発電機を設置しない計画</u>』として記載があります。 また、同「方法書 2.2.7 3. その他の事項(9)対象事業実施区域及びその周囲における風力発電事業」には『<u>対象事業実施区域及びその周囲における風力発電事業は、表 2.2-3 及び 2.2-8 のとおりである。対象事業実施区域に「気仙沼市民の森風力発電所」が分布しているため、株式会社気仙沼市民の森風力発電所と協議を実施している。</u>』と記載がありますが、それらについて以下の通り意見申し上げます。 ・ 配慮書の記載が方法書では全く順守されていません。順守願います。 ・ 既設風車を取り囲む熊山から展望台を含む一帯を風力発電機設置の範囲指定するにあたりあたかも当社と協議でもしたかのような記述になっていますが協議の事実は一切ありません。記述を撤回し修正願います。	既設風車を取り囲む熊山から展望台を含む一帯を風力発電機設置の範囲指定するにあたり協議を実施したという事実はないと弊社も理解をしております。協議の実施については、計画開始時の事前相談を協議開始という認識のもと記載をしたものでございます。誤解を招く表現をしてしまい、大変申し訳ありません。 今後風況観測のデータを基に既設風力発電機への影響について検証し、風力発電機の配置について検討してまいります。
8	2. 令和 4 年度第 7 回宮城県環境影響評価技術審査会会議録から P.6 【平野会長】 『・・・略・・・そうでなければ気仙沼市民の森風力が既に建っているところの間を縫って建てていくというくらいしかない状況なんですけど。・・・略・・・』というご発言がありましたが、平野会長の真の意味を履き違えて配慮書の記載を方法書では大きく方針転換し既設風車を取り囲む熊山から展望台を含む一帯を範囲指定したのではありませんか。 当社気仙沼市民の森風力発電事業環境影響評価書(平成 26 年 8 月作成)P.28 に以下の通り記述しております。 『(f)環境面の配慮 風力発電機の規模及び配置の検討においては、以下のとおり環境面に配慮した計画とする。 ・ 風力発電機の故障・事故は、環境へ大きな影響を及ぼすことも考えられることから、そのリスクを確実に低減させるため、風力発電機間距離を十分にとり(250～300m 以上)、卓越風向(北西)、風の乱れ度を考慮した上で、過密にならない配置及び規模とする。 ・ 愛好家の多い熊山や展望台設置場所を風力発電機の設置位置から除外する。・・・略・・・』 当社事業においては、熊山や展望台設置場所といった先人が大切にしてきた要所を避けた位置に風車を配置し、最大限の配慮をしてまいりました。貴社におかれましても、当地における過去の経緯及び地域の声を十分に把握いただき、熊山と展望台一帯に設定した風車の設置位置を除外されますことを一地元企業として、かつ先行事業者として求めます。	御社の風力発電事業における環境への配慮事項についても参考にさせていただきたく存じます。 また、風況調査のデータを基に既設風力発電機への影響を検証し、風力発電機の配置について検討いたします。

9	3. 風車ウェイク(ウェーク)による風下に位置する風車の風速の欠損や風の乱れが生じ、発電量の減少と回転性の乱流に起因し風車内外の故障の発生が懸念され、隣接風車との離隔距離は $10D \cdot 3D$ の基本はご承知の通りです。貴社が計画する風車のブレード直径 D に対して、基本に準じた十分な離隔確保を求めます。また、今回の貴社計画では既設風車との離隔距離が確保できないことが懸念されますので、準備書段階に入る前に当社へ風車配置の見直しについて説明いただき、当社の承諾を得たうえで進めていただくよう隣接事業者としてお願い申し上げます。	風況調査のデータを基に既設風力発電機への影響を検証し、風力発電機の配置について検討いたします。検討結果を踏まえた風力発電機の配置については準備書の段階までにご説明いたします。
---	--	--

表 2-1(4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
10	今回の貴社の気仙沼市での風力発電設置計画に対して反対する。 ①今回の事業は、地域活性化に貢献するのか。 国による「第6次エネルギー基本計画」に基づき、地球温暖化対策を推進してゆくためとして、温室効果ガス排出削減に取り組み最大限の再生可能エネルギーの導入が進められていることは承知している。 気候危機は既に始まっている中で、喫緊の対応が求められていることは言うまでもない。 貴社の本事業は、エネルギー自給率に貢献し、国内のエネルギー需給を改善するため再生可能エネルギーの一つである風力発電所を設置し、再生可能エネルギー以後(再エネと称する)の供給及び地域の活性化に貢献することを目的としているとある。しかし、この事業が地域の活性化に貢献するかは疑問だ。国策・民営による再エネ推進の進め方は、まさに過去の原発推進事業のやり方を彷彿とさせる。電力需要が必要なのは都市圏と企業だ。そのために地方に風力発電を設置して送電するのではなく、まずは、都市圏や大企業のエネルギー需要を減少させる努力が優先されるべきだと考える。皮肉にも貴社は、これまで都市開発や商業施設等の事業を通して膨大なエネルギーを消費し、脱炭素に逆行することに貢献してきたのではないか。 いつの時代も都市圏の事情が優先され、地方はそのために多くの豊かな自然を奪われ利用、厳しく表現するなら自然を略奪・搾取されてきた。都市圏や大企業は、地方をグローバルサウスのように利用してきたのではないかと思う。(グローバルサウス：グローバル化のマイナスの影響を受ける国や地域、諸問題とそれらの関係性)	気仙沼市の持つ風という自然エネルギーを生かし、地域活性化に貢献してまいります。説明会でご案内の通り、弊社の他事業においては、再生可能エネルギーの導入と合わせて地域へのメリットになる地域共生の取り組みを行わせて頂いており、本事業においても地域へのメリットとなる取り組みを実施いたします。
11	②自然災害を助長する可能性があるのではないか。 当地域は、12年前の大震災の津波被災で、沿岸部が壊滅的被害を受けた。多くの住民が被災し家を失い、そのために山を削り大規模な集団移転のための開発が行われた。これは必要なことで仕方ないことではあった。が、その後、野生生物(熊・鹿・狸等)が民家近くまで下りてくるようになり、今では獣害として対処されている。これは、大規模な山の開発による影響のひとつと推察する。 また、地球規模の気候変動で、今後想定以上の気象事象が起こることは十分考えられる。台風・暴風雨・豪雨・落雷等の自然災害に対する備えは、絶対に安全安心とは言えない。想定外は起こる。日本のような狭い平地に風車の設置は難しい。そのため山頂に設置せざるを得ない実情は、既に貴社も認識されていると思う。しかし、その際に行われる大規模な工事が、自然環境と生態系へ悪	風力発電機の稼働が原因で、サル、シカ、イノシシ等の行動への影響が報告された事例は把握しておりませんが、地元の方に、そのような懸念があることは認識しております。引き続き、このような知見の収集に努め、風力発電機による影響が明らか際には誠実に対応いたします。また、獣害に関して地元の方々と意見交換をさせていただき、対策を検討してまいります。 台風等の気象災害に関するご意見に対しては、弊社も想定外が起こりうると考えております。事業を進めるにあたって宮城県の林地開発許可等の審査を受ける必要があり、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれております。また、ウィンドファーム認証における審査では、雷撃からの保護に関する基準もございます。これらの近年の風力発電設を建設するに

	影響を及ぼすことをどれだけ重く受け止めているのか。森林は大量の CO2 を吸収する自然のシステムであり、伐採した際に閉じ込められていた炭素は放出される。脱炭素を進めるために山を削り山頂に風車を建てて、近年頻発している豪雨災害に耐えられるのだろうか。 また、本地域は「森は海の恋人」という理念を持つ。それは森と海は、ひとつながりの循環した生態系であるという哲学と事実によるものだ。森が弱れば海を豊かにできない。特に養殖業に大きな恵みを与える森を保護することで、漁師や市民は山に植林してきた。さらに、近年特に地震が頻発しており、絶えず地盤と地形が不安定になっている事を考慮する必要がある。 環境破壊が、自然エネルギーによってなされることに矛盾を感じるとともに、さらなる自然災害リスクを助長することを危惧する。	あたったの審査基準は、過去に起こった事故等での事例を踏まえ年々厳しくなっている状況です。本事業に関しても、林地開発や、ウィンドファーム認証などいくつかの審査をクリアしなければなりません。風力発電施設の設置後に気象災害等により施設が破損し周囲に被害を与えることがないように、安全対策や災害対策を講じる所存です。 また、本事業は自然保護の観点から、再生可能エネルギーによる温室効果ガス削減し、地球温暖化防止に貢献する考えで事業を検討しております。対象事業実施区域及びその周囲に生息、生育する動植物については、その生息状況を現地調査により把握し、その結果を踏まえ、本事業による影響について、準備書以降において予測及び評価し、適切に対応いたします。また、既存道路、林道等を活用し、樹木の改変を極力最小に抑える計画とし、本事業による影響を回避又は極力低減できるよう事業を検討いたします。
12	③企業利益か環境正義か 脱炭素に向けての再エネ利用に異論を唱えるものではないが、貴社のこの事業は、7 代先の世代まで考えての計画なのだろうか。日本の国土の特徴を考えた時に、風力発電事業には無理があると考え。既に各地で様々な問題も生じている。脱炭素事業は重要であるが、誰かが何かが犠牲になるような事業の進め方に大きな疑念を持つ。現在の資本主義システム(新自由主義)においては、企業の目的は最大限の利益追求である。地元ではない資本が高い FIT 単価を求めて事業を進め、企業利益を富ませようと地方に踏み込んでくる。国策で国の後押しもあり、脱炭素に貢献するという大義を振りかざしながら、地方を開発・地域貢献という名目で荒らしているのではないか。 「風は商品ではない」風は全ての「いのち」にとって自然資源であり共有財(コモン)だ。人間中心の開発は持続可能なものではない。 昨年 COP15 で採択された際に、自然のすべてが人間と同等の権利を持つことを認めた。日本は豊かな多様性が損失の危機にある「ホットスポット」のひとつとされている。脱炭素に向けた取り組み同様、生態系の均衡を維持するための変化も急務とされる中何を基準に事業を進めるのか、その判断が問われていると思う。 貴社は、これまでのような企業利益の追求を推し進めていくのか。社会の基盤である生物多様性が健全でなければ、経済も文化も成り立たない。 再エネ事業を進めるのであれば、環境正義と気候正義を柱とした事業でなければならないと考える。全ての「いのち」にとっての公正な事業の在り方が、求められている。 日本初の公害「足尾銅山鉍毒事件」に挑んだ田中正造は、「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし」と語った。 田中が没して約 100 年経った今でも、この言葉の重みは変わらない。 気仙沼での、風力発電計画の白紙撤回を強く求める!!	国策で国の後押しもあり、脱炭素に貢献するという大義を振りかざしながら、地方を開発・地域貢献という名目で荒らしているのではないか。というご意見ですが、環境への影響が少ない事業にすることは当然のこととして、地域貢献の取り組みを通じて、企業、地域、自然それぞれが共生可能な事業といたします。

表 2-1 (5) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
13	他の方の意見書で、自然破壊や環境への影響はたくさん指摘されているおり、それらの反対意見に全面同意している。私からは、それ以外の観点からの意見を述べた後、質問を出すので、誠意ある回答、そして全意見者の意見公開をするべきだ。今計画には反対と怒りを持っているので、貴社と言う敬称は使わず、東急と呼称する。 <u>以下、質問事項を太字・下線にしている、誠実な回答を望む。</u> ① 3月20日の説明会での質疑応答で「今回の気仙沼風力発電が作られた場合、発電された電力は全て地元で消費されるのか？」と問うた所、「東北電力に売電した後は、上位系統の送電になるので、他地域や他県へと送電される」との答えであった。 わかりやすく言い換えれば、「気仙沼の山を破壊して、都会への送電をする」という計画に、何人の市民が賛成するであろうか？「2万世帯の電力を供給する」と言えば「気仙沼の電力なら」と多くの市民は考えるだろう、これは騙しのレトリックではないか。 <u>質問1 今計画で作られる電力は、100%気仙沼の地元消費に供給されるのか？「他地域や他都市、都会へ売電送電します」となぜ正直に言わないのか？</u> <u>今計画は、気仙沼の自然を破壊して都会へ電力を送る発電所を作る、という承服し難い計画だが、東急はどう考えているのか？</u>	方法書でいただきました意見書は、準備書に事業者の見解と共に記載をいたします。 発電した電気については東北電力ネットワーク様の配電網を通して気仙沼市を含む宮城県内の地域や、その他県外の地域へ送られます。 2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定には、産業革命以前に比べて、世界の平均気温の上昇を2℃以下に、できる限り1.5℃に抑えるという目標が示されるとともに、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、日本は2030年までに2013年度比でCO₂排出量を46%削減する必要があるとされています。 また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書によれば、1850～1900年を基準とした世界平均気温の上昇は、2011～2020年に1.1℃まで達しており、温室効果ガスの排出を直ちに、急速かつ大規模に削減しない限り、今世紀中に温暖化を1.5℃近くに抑えるどころか、2℃に抑えることさえできなくなると予測されています。 日本政府としても、さまざまな分野で脱炭素化のイノベーションを推進する「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を掲げ、大幅なCO₂削減を目指しています。 地球温暖化によるこれからの気温の上昇や海水面の上昇、大雨の増加、自然災害の増加の発生等が懸念されている中、海で取れる魚の種類が変わってきた、という地元の方のお話もお聞きしております。 気仙沼市の主要産業である漁業、名所である徳仙丈山のツツジ、その他の身近な自然環境などを守っていくためには、今の自然をできる限り守りながら風という自然エネルギーを活用することで温室効果ガスの排出量を抑えることが重要だと考えております。
14	②現在でも気仙沼の電力は必要量に対して供給オーバー(十分以上に足りている)、ある市議員から聞いた情報では、供給過剰のため現存する気仙沼風力発電4基も稼働を抑えているらしい。 <u>質問2 現在十分電力は足りているのに、なぜ気仙沼に風力発電を作ろうとしているのか？東急は収益を得るが、気仙沼市民にとってメリットは何か？都会向け電力のため、地方の自然を壊すことを、東急はどういう論理で「地域のため」と説明するのか？(再エネ推進という答えは無意味、なぜなら作られた電力が地元へ供給されないのなら、気仙沼市の再エネ推進にはつながらない)</u>	電力需要は、季節や時間帯により大きく変化する一方で、電気は貯めておくことができないという性質がございます。特に夏や冬は冷暖房の需要が増える傾向があり、電気が十分に足りておらず節電要請が発生することもございます。 日本では太陽光発電が主な再生可能エネルギーの発電方法になっており、夜間や雨の日の発電量が少なくなるといったことも電力需給ひっ迫の原因となっております。そのため、太陽光、風力、バイオマス、水力等、様々な発電方式をバランスよく作っていく必要があるものと考えております。 日本国政府が2050年のカーボンニュートラルを目指す中で、弊社も脱炭素社会の実現に向け貢献をしていきたいと考えております。同時に、また、弊社の他事業においては、風力発電所の事業検討にあたり、地域へのメリットになる地域共生の取り組みについても行っております。本事業においても、地域へのメリットとなる取り組みについて実施いたします。
15	③二酸化炭素を減らし再エネ化を進める大義はもちろん大切だが、その目的のために、広範囲で大量の森林を伐採する(今計画では市民の森を潰す、運搬用拡張道路も含め)のは本末転倒だ。森林は多量の二酸化炭素を吸	2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定には、産業革命以前に比べて、世界の平均気温の上昇を2℃以下に、できる限り1.5℃に抑えるという目標が示され

	収してくれる。再エネだからという美名で、大量の自然環境破壊（一度壊したら後から戻せない）と動植物の絶滅を免罪できるものではない。 <u>質問3 二酸化炭素を吸収してくれる森林や山を破壊することは、再エネ推進の大義のために許される、と東急は考えるのか？</u>	るとともに、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2030年までに2013年度比でCO₂排出量を46%削減する必要があるとされています。 また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によれば、1850～1900年を基準とした世界平均気温の上昇は、2011～2020年に1.1℃まで達しており、温室効果ガスの排出を直ちに、急速かつ大規模に削減しない限り、今世紀中に温暖化を1.5℃近くに抑えるどころか、2℃に抑えることさえできなくなると予測されています。 日本国政府としても、さまざまな分野で脱炭素化のイノベーションを推進する「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を掲げ、大幅なCO₂削減を目指しています。 地球温暖化によるこれからの気温の上昇や海水面の上昇、大雨の増加、自然災害の増加の発生等が懸念されている中、海で取れる魚の種類が変わってきた、という地元の方のお話もお聞きしております。 気仙沼市の主要産業である漁業、名所である徳仙丈山のツツジ、その他の身近な自然環境などを守っていくためには、今の自然をできる限り守りながら風という自然エネルギーを活用することで温室効果ガスの排出量を抑えることが重要だと考えております。 弊社としても、再エネの推進のためなら森林や山を破壊しても問題がないと考えているわけではございませんので、土地の改変や樹木の伐採は必要最低限とし自然環境、動植物への影響というのを回避又は極力低減するよう努めます。
16	④もともと風力発電は、高地や山地が多い日本の風土には、適していない。欧米のように広大な低地と安定した風況が必要な風力発電だから、風力が弱く不安定、落雷に弱い、送電網コストが高い、環境破壊と住民への影響などの理由から、日本では風力発電が広がらず、各地で反対運動も広がっている。地域の地理状況に応じた再エネの発電形態が模索されるべきだ。 <u>質問4 東急が、気仙沼には再エネの中でも山上の風力発電が適していると考えたのはなぜか？「公益企業」をうたうのであれば、風力発電が気仙沼にどのような利益をもたらすと考えたのか？</u>	本事業は、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その電力を売電するとともに地球温暖化対策に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化についても取り組み、地域との共生を目指しております。
17	⑤数百年数千年守られてきた山と自然に手をつけるわけだから、住民・市民との協議や合意づくりは、何よりも重要だ。 今回の風力発電機の設置予定範囲が、気仙沼市民の森とぴったり一致していることに説明会でも厳しい批判が出された。当該の山と森は、市の所有で保安林であるにもかかわらず、説明会での答弁は「市に伝えているだけ、協議はまだしていない」とのこと。 住民不在のまま、東急主導で計画が進んでいるように感じる。 東急は、住民とは「適宜コミュニケーションを図る」と言いながら、具体的には縦覧と説明会以外の方法を示していない。そして、縦覧と説明会のやり方すら、住民の意見を十分に聴こうという姿勢や誠実さ、市民への敬意が感じられない。 平日役所に出かけて六百頁超の方法書を縦覧させ意見を書かせる（働く市民にはとても無理）、年度の変わり目の忙しい時期の平日夜に説明会を開く（なぜ土日休日	対象事業実施区域については、気仙沼市様所有の土地であり、一部保安林が含まれていることを確認しております。そのため、気仙沼市様や保安林の管理者とも相談をしながら事業計画の検討を行っています。 方法書の図書については弊社のウェブサイトにおいて、縦覧期間中24時間閲覧可能となるよう設定しておりますが、準備書以降の手続きにおいても引き続き24時間閲覧可能とし、皆様が見やすくなるよう配慮してまいります。 今回の方法書の縦覧開始や説明会開催のご案内については、河北新報、三陸新報、岩手日報、岩手日日や、市の広報誌、行政HP（市、県）、当社HPで公告しております。また、説明会の開催会場については、各市と相談のうえ決定しております。 弊社としても、縦覧や環境アセスメント上の説明会を含めて地域の方々の声をお聴きする場を設けたいと考えております。

	の昼間にしないのか)・・・ これで「住民とのコミュニケーションを大切にしている企業」と言えるのか？ <u>質問5「気仙沼の森林を削り市民の森を潰して、風力発電機を建て、できた電力は大都市や他県へと送ります、いかがですか？」とオープンに市民に問い、三陸新報(地元紙)やネット上で、広く市民の意見を募ったりアンケートをとったりするつもりはないのか？ 縦覧や数回の説明会だけで「市民の声は十分に聞いた」と説明するつもりなのか？</u>	
18	⑥意見書への東急からの「事業者の見解」は、「調査・評価します」「回避・低減するよう検討します」等のりくりくると「努力します」の繰り返しばかり。環境アセスメントの結果によっては、また今後市民から反対の声が多数上がった場合、計画を白紙撤回するつもりはあるのだろうか？「住民とのコミュニケーションを大事にする公益企業」ならば、その覚悟はあるはずだ。<u>質問6環境アセスメントの調査で、環境に(看過できない)影響を及ぼすという結果が出た場合、事業の見直し・縮小・撤回するかどうか、あるいは住民の意見を無視(スルー)して事業を続行するのか、等の意思決定は、東急だけの独断で決定されるのか？</u> <u>地域住民、外部学識経験者、森林組合などの関係者、行政の担当者などの協議会を開くつもりはないのか？</u> 以上、太線・下線の質問事項だけにでも、回答・見解を示して公開することが、企業としての社会的責任だと考える。	今後の環境影響調査の結果を踏まえ環境への重大な影響を回避又は極力低減できない場合には、事業の縮小、見直し、撤回含め検討いたします。地域の皆様の声についても、引き続き環境アセスメントの意見書及び説明会、その他個別の説明においても意見お聞きし、事業計画に反映いたします。 また、本事業は民間事業であります、事業の実施判断につきましては、当然弊社のみで完結するものではなく、行政の判断や地域の皆様のご理解、環境アセスメントやその他審査が必要になります。 環境影響評価の審査については、外部学識経験者が委員となった国や地方自治体の審査会を経ますので、開かれた場で協議されていると認識しております。

表 2-1(6) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
19	当地方は山が海に迫っており平地が少ない地形にあります。山の栄養分が川を伝い海に流れて豊かな海洋を作っており、カキ、ホタテ、わかめなどの養殖が盛んです。数十年前から森に広葉樹を植えて山の手入れをしています。 CO2 濃度の削減には理解していますが、自然保護も重要だと思います。山の再生は数十年、数百年と言われてます。そこに住む動植物の影響も考えれば、気仙沼での風力発電には反対します。	2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定には、産業革命以前に比べて、世界の平均気温の上昇を 2℃以下に、できる限り 1.5℃に抑えるという目標が示されるとともに、気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、日本は 2030 年までに 2013 年度比で CO₂ 排出量を 46%削減する必要があるとされています。 また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 6 次評価報告書によれば、1850～1900 年を基準とした世界平均気温の上昇は、2011～2020 年に 1.1℃まで達しており、温室効果ガスの排出を直ちに、急速かつ大規模に削減しない限り、今世紀中に温暖化を 1.5℃近くに抑えるどころか、2℃に抑えることさえできなくなると予測されています。 日本国政府としても、さまざまな分野で脱炭素化のイノベーションを推進する「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を掲げ、大幅な CO₂ 削減を目指しています。 地球温暖化によるこれからの気温の上昇や海水面上昇、大雨の増加、自然災害の増加の発生等が懸念されている中、海で取れる魚の種類が変わってきた、という地元の方のお話もお聞きしております。 気仙沼市の主要産業である漁業、名所である徳仙丈山のツツジ、その他の身近な自然環境などを守っていくためには、今の自然をできる限り守り

		ながら風という自然エネルギーを活用することで温室効果ガスの排出量を抑えることが重要だと考えております。 本事業も同様に自然保護の観点から、再生エネルギーによる温室効果ガス削減し、地球温暖化防止に貢献する考えで事業を検討しております。また地域とも連携し、住民のご理解をいただきながら事業を検討していきたいと考えております。対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育する動植物については、その生息状況を現地調査により把握し、事業による影響を回避又は極力低減できるよう予測及び評価し、適切に対応いたします。
--	--	---

表 2-1 (7) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
20	3 月に下廿一会館での説明会に参加した者です。実家に帰省中のタイミングで参加しました。その際の説明と資料、方法書等も拝見しましたが、「この場所でなくてはならない理由」が見い出せず住民が置いてけぼりをくらっている印象です。	気仙沼市様とは、東日本大震災後、弊社の東京の商業施設の区画を無償提供し気仙沼市の物産販売イベントの開催、社員を派遣し、被災した土地の土地区画整理事業や内湾（ないわん）地区での商業施設開発計画の支援を行っております。また、市内本吉地区の市有地において太陽光発電事業を実施するなど、長きにわたって関係を構築してまいりました。そのような関係において、今晚、気仙沼市様が2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロに取り組むゼロカーボンシティを宣言されたため、弊社から風という自然エネルギーに優れる市民の森における風力事業をご提案した経緯があります。 また、本事業は、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。引き続き地元の方と対話を重ね、より良い事業となるよう努めます。
21	実家敷地内に天然記念物の桂の木があります。工事等による木の伐採や道路整備によって、大雨による地すべりや水流の変化、地震も多い地域ですので、樹木に影響が出てくるのではと危惧しています。	宮城県指定天然記念物のカツラが事業地周辺に1件位置していることを把握しております（久保のカツラ、該当ページ3.2-63(201)）。地形上、カツラへの影響はないと考えております。 また、風車配置予定範囲より直線距離の最短2.9kmほど離れてはおりますが、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、土砂災害が発生しないよう、事業計画を検討いたします。
22	当該区域は高齢化が顕著で、説明会を開いても参加者が少ないかと思いますが、参加した説明会では皆反対だったと思います。東日本大震災で大変な時間を過ごしてきた人たちの気持ちを、少し考えてほしいと思います。今後も動向を注視し、必要であればこの件について SNS 等で発信もしていきたいと思います。	お越しいただいた説明会において皆さんが反対していたという認識はございませんが、様々なご意見をいただきました。 今回の説明会でも高齢者の方も参加しやすいよう、会場や時間帯等について地域の方のご意見を参考にしながら引き続き配慮いたします。 また、地域へのご理解をいただく為に、引き続き丁寧な説明に努めます。

表 2-1 (8) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
23	この度、貴社が作成された「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第8条に基づき、環境の保全の見地から下記のとおり意見を提出します。 記 現在、貴社が環境影響評価方法書(以下、方法書と言う)を縦覧している(仮称)宮城気仙沼風力発電事業について、対象事業実施区域(以下、計画地と言う)に風力発電施設(以下、風車と言う)を建設した場合、イヌワシやクマタカの生息地と重なることが予想され、衝突死(以下、バードストライクと言う)が発生する危険性が高い。また、計画地にはサシバやハチクマなど希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対してはバードストライクとともに障壁影響等が発生することが懸念される。 貴社は方法書に鳥類に対する棚査方法等を記載しているが、希少猛禽類や渡り鳥等への影響を適切に評価し得る調査データを取得するという観点から、下記のことを実施するよう求める。 1. 私どもの観察により計画地およびその周辺ではイヌワシやクマタカが生息していることを確認しており、繁殖の可能性が高いと考えられる。計画地周辺に生息するイヌワシは数年に1度しか繁殖しない。また、クマタカは、場所によっては3年に1度程度しか繁殖が成功しないことが知られているため、現地調査においては、2 営巣期内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3 営巣期にわたり調査をすべきである。国内ではイヌワシやクマタカでバードストライクや生息地放棄が起きた事例があることから、計画地に風車を建設した場合、それらの影響が生じる可能性が高いと考える。そのため、イヌワシやクマタカの飛翔行動等の調査は、方法書に記載されている希少猛禽類調査よりも質、量とも十分なものを求める。また、強風時にはクマタカは飛翔行動を行わないことが知られているので、悪天候の日は調査を実施すべきではないので、調査条件についても明記する必要がある。	過去にイヌワシの生息地が徳仙丈山にあったこと、クマタカが生息していることを既存文献及び専門家等のヒアリングより把握しております。対象事業実施区域及びその周囲でそれらの希少猛禽類が繁殖している可能性があることを留意し、希少猛禽類の調査については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)等のガイドラインや専門家等からの助言を踏まえ、適切に実施いたします。
24	2. 方法書には鳥類調査における任意観察、希少猛禽類、渡り鳥の調査地点(定点)が記載されている。ただし、計画地およびその周辺は地形や樹木の繁茂により見通しが悪い所もある。また、計画地が広大であるため、それらの定点では調査に十分な視野、視界を確保することは困難であると考え。また、希少猛禽類と渡り鳥調査の定点が計画地内に少ない。前述のように計画地は見通しが悪く、現状の定点の配置では、計画地内における鳥類の飛翔行動などを十分に観察できないと考える。そのため、希少猛禽類と渡り鳥調査の定点、特に山肌に見える定点を観察地内にもっと増やすべきである。	希少猛禽類及び渡り鳥の調査定点については、事前の現地確認を踏まえて、視野が確保できるように設定しております。調査期間中であっても鳥類の出現状況に応じて適宜地点の追加等を行い、飛翔及び生息状況を適切に把握するよう現地調査を実施いたします。
25	3. 方法書には、希少猛禽類調査は各月1回3日間程度を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の繁殖期においては造巣期から巣立ち期および巣外育雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響を評価する必要があることから、各月1回3日間程度にこだわらず、繁殖ステージごとに適御な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施すべきである。また、留鳥となっている希少猛禽類の生息、が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデータを取得	希少猛禽類の調査については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)等のガイドラインや専門家等からの助言を踏まえ、調査回数及び調査手法について適切に計画し実施いたします。

	できる調査計画に変更すべきである。 イヌワシやクマタカ、オオワシ、オジロワシなど大型の希少猛禽類の飛翔状況の把握には、レーザーレンジファインダー等の鳥類の飛翔位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。	
26	4. 計画地の工事用道路周辺ではミゾゴイが生息する可能性がある。また、当会会員の観察結果から、ヨタカが生息している可能性もある。これらのような日の出や日没の前後などの薄明薄暮時や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握できるよう、適切な時期と時間に、ICレコーダーなどの機材を利用して複数地点において複数回数の調査を実施することを求める。	日の出や日没の前後などの薄明薄暮時や夜間に活動するヨタカ、ミゾゴイ、フクロウなどの鳥類の生息状況を把握できるよう、ICレコーダーを用いた音声録音調査を実施いたします。
27	5. 秋の渡り鳥調査にあたっては、夏鳥と冬鳥で南下時期が異なるため、9～11月の各月複数回(上旬・中旬・下旬)の調査回数では不十分である。夏鳥は早いもので7月下旬に渡りを開始し、冬鳥は12月でも渡ってくるため、その程度の期間は渡り鳥の調査を実施する必要がある。夏鳥であるサシバやハクチョウなどの希少猛禽類、および冬鳥の小鳥類やカモ・ハクチョウ類の渡りについては、現地の鳥類の状況に詳しい者から情報を得るなどして、適切な時期に適切な回数の調査を実施し、計画地およびその周辺を通過する渡り鳥全般の飛翔状況を明らかにすべきである。なお、サシバおよびハクチョウの移動時期は、宮城県では9月上旬から始まり、約一ヶ月間も続くことが観察、公表されている。しかし、ピークの時期は短く、その年の気象条件等に左右される。そのため、このピークの時期を外さない調査方法での実施が必要となる。また、計画地は広範囲であるため、その日の風向きや日射量等により上昇気流等の発生位置が峰の東になるか、西になるかが変わる。上昇気流の発生位置や風力によって鳥類の飛翔コースや高度が変わることも考慮して、適切な調査方法を取る必要がある。なお、ハクチョウ類等の大型鳥類の渡りの状況を把握するのに、上述したように、レーザーレンジファインダー等の使用を検討すべきである。夜間に計画地およびその周辺の上空を移動、通過する小鳥類やカモ・ハクチョウ類を対象にレーダーを用いての調査も計画すべきである。この夜間の調査は1か所だけでなく複数箇所、複数回で実施すべきである。	現地の鳥類の状況に詳しい専門家等から、渡り鳥の情報を入手し、また「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」(国土交通省、平成28年度)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)等のマニュアル及びガイドラインを参考にした上で、調査回数及び調査方法などについて適切に計画し、現地調査を実施いたします。
28	6. 計画地内に「気仙沼市民の森風力発電所」の風車が2基、隣接して更に2基が稼働している。既存風車に対する猛禽類の飛翔に対する影響を把握し、当該事業との複合的な影響を含めて評価すべきである。 以上	希少猛禽類の飛翔に関する調査について、既存風力発電機を含む範囲を調査対象としており、既存風力発電機の影響を潜在的に含んだ現状の飛翔・生息状況を把握し、準備書において、本事業による希少猛禽類への影響を予測及び評価いたします。

表 2-1 (9) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
29	日頃、自然環境を配慮した取り組みに対しまして感謝申し上げます。 私たちは、多様な自然環境で生息する野鳥、特に数の少ない猛禽類を中心に生息・繁殖状況を調査研究及び保護活動を実施しているものです。主に宮城県北部の気仙沼市から牡鹿半島までの南三陸地域を活動範囲として活動しております。 さて、今回貴社で計画しております（仮称）気仙沼風力発電事業の環境影響評価の方法書につきましてご意見申し上げたいと思います。 当計画地の南側に位置する徳仙丈山には15年ほど前までイヌワシが生息、繁殖しておりましたが、その後イヌワシの生息が確認できなくなりました。イヌワシの不在となった空間を埋めるように数年前から徳仙丈山周辺でクマタカの生息が確認されるようになりました。3年前には南側の大神宮山付近で番と幼鳥が3羽で飛ぶのが確認されており繁殖している可能性があります。そして今年3月には徳仙丈山周辺からさらに東側に伸びる愛宕山周辺で同時に2番4羽での飛行が確認されており、お互いに波状飛行などを行っているのが確認されております。このクマタカの2番の行動範囲はまだはっきりとは分かりませんが愛宕山の北側にも飛行して見えなくなることがしばしばあり、どうも行動圏がさらに北側に広がっている可能性があります。今回の風力発電事業の計画地付近まで飛行している可能性もありますので環境影響評価での現地調査ではクマタカについては、徳仙丈山周辺から愛宕山周辺及びさらには北側にかけての行動についても注意して調査いただきたいと思います。	貴重な情報をご提供いただきありがとうございます。徳仙丈山、大神宮山、愛宕山にかけての周辺にクマタカが営巣している可能性に留意し、その行動についても注意して現地調査を実施いたします。
30	また、イヌワシについては、現在は確認されなくなったとはいえ、今後再び戻ってくる可能性もあり潜在生息地としての考えのもと調査をお願いしたいと思います。	イヌワシの潜在生息地であることに留意し、現地調査を実施いたします。なお、希少猛禽類の調査については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）等のガイドラインや専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査を計画し実施いたします。
31	また、徳仙丈山周辺には春先に南三陸周辺に渡来するオジロワシやオオワシなどの海ワシが北へ帰る際に通過するのがたびたび観察されていますので、この種についても注意して調査していただければと思います。 以上、3点についてご意見を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。	現地調査において、オジロワシ、オオワシなどの大型猛禽類も対象にした調査を実施いたします。沿岸に近い地域の事業計画であることを認識し、海ワシ類の春の渡りに注意して調査いたします。

表 2-1 (10) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
32	森林等のバッサイ等による心配のため	本事業による土地の改変や樹木の伐採は必要最低限とし、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

表 2-1 (11) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
33	1. 配慮書と方法書との違いが分かりにくい。今後、準備書においては配慮書や方法書からの変更箇所を一覧表にするなど住民が理解しやすい工夫が必要である。	配慮書から方法書への変更点については、方法書「7.2.2 方法書までの事業内容の具体化に過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯」にて記載をしております。 なお、準備書では方法書との対象事業実施区域

		の比較図を掲載し、住民が理解しやすい図書となるようにいたします。
34	2. 風力発電機の概要 「現在検討している最大値」を示しているが、最小値も示すことが必要ではないのか。対象事業区域の絞りこみや、既設風力発電所との調整、機材搬入道路の制約などで、最大級の実現は到底無理ではないのか。ゼロオプションを考えないのであれば、ぎりぎりの最低値も示すべきではないか。	安全側を鑑みて最大値を記載しておりますが、今後の現地調査や事業計画を踏まえ、詳細を検討いたします。
35	3. FIT 入札について 地元に配布された挨拶文では「今後現地の調査も含め 3～4 年程度をかけて計画を具体化していきます」と記載されていた。しかし、既に FIT 入札に応募し落札しており、2025 年度の 11 月までに「土地の使用の権原を有することを証明する書類を申立書とともに提出」する必要に迫られている。地元説明会においても、事業の進捗状況を誠意をもって示すことが大切である。	本事業については、FIT に限らず、FIP または、非 FIT 等で事業を行う可能性もございます。また、説明会等で順調に事業検討が進んだ場合のスケジュールについてご説明をさせていただきましたが、必ずしもそのスケジュールに縛られる必要はないと考えております。今後も継続して進捗状況のご説明を行わせていただきます。
36	4. 配慮書への意見について ①「ヤマツツジ群落は確認されていない」との主張であるが、計画区域を踏査しての回答なのか、もしそうであればヤマツツジ群落を認識できなかったとしか思えない。再踏査を願いたい。	配慮書へのご意見に対する回答は、現地踏査実施前のため、既存資料より得られた情報を元にし、回答しております。方法書以降に実施する現地調査において、対象事業実施区域のヤマツツジ群落の生育状況を把握いたします。
37	②騒音について 方法書の本文記述では、「環境基本法第 16 条」に基づく表記となっている。一方、環境省が示している「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアルを考慮する」との記述もある。どういった対応をするのか統一の見解が求められる。	騒音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)を参考に実施いたします。評価にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月 26 日、環境省)との比較を行います。参考として、環境基本法第 16 条に基づく環境基準との比較も実施いたします。
38	③西部丘陵レクリエーション地区の質問に「気仙沼市と協議を行いながら検討しました。」と回答している。どのような協議をしたのか説明を求める。「確認できなかった」で済ます訳にはいかない問題である。	配慮書時の「気仙沼市と協議を行いながら検討しました。」の回答につきましては、当時、気仙沼市西部丘陵地域土地利用調査の資料が見つかっていなかったこともあり西部丘陵地帯の計画について協議したという趣旨ではなく、本事業検討開始時より、気仙沼市様には都度相談を実施しており、事業全体に関する話し合いについて行っているという趣旨で記載したことになります。 その後の気仙沼市様とのやり取りの中で、ご指摘の西部丘陵地域の開発計画についても確認しており、平成元年 3 月付の気仙沼市西部丘陵地域土地利用調査(概要版)についても拝見しております。 今回の事業における風力発電設備の設置予定範囲は、主に全体のゾーニングにおける活用型土地利用ゾーンに位置していると認識しております。 また、気仙沼市様からは西部丘陵地域土地利用調査以降、調査結果を基に各種施設整備を行いながら、刈り払い整備等を行っていると伺っております。一方で、現在は複数の施設が火災や老朽化等により焼失・撤去されており、当社としては当初想定していたような活用はされていない実態であると認識しております。 本事業検討における調査において実際の利用状況を把握することはもちろん、風力事業をきっかけとしたエリアの活性化をはかっていきたいと考えており、今後も気仙沼市様と継続的に協議を実施していく予定です。
39	④土砂災害危険箇所、地滑り地形について、「土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所を回避する。土地の	土砂災害危険箇所、地滑り地形については対象事業実施区域には存在しないことを確認しており

	改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減するよう検討します。」と方法書で述べているが、方法書で示した位置が果たしてどうなのか具体的検討内容を示すべきである。西部丘陵レクリエーションエリアを除外すれば、急傾斜地である「土砂災害危険箇所、地滑り地形」になるのではないか。	ます。事業を進めるにあたっては、林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保いたします。また、風力発電機の建設にあたっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し、地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。
40	5. 3月30日の市民説明会で提案された課題について 方法書に示された「風力発電機の設置予定範囲」は、「気仙沼市が位置付ける西部丘陵レクリエーション地区であり、市民憩いの場、であり、安らぎの場」である。熊山一帯は、南側斜面に遊歩道を設置し、北川斜面に林道を整備してきた。市民憩いの場、安らぎの場への影響が大きいのではないのか。西部丘陵レクリエーションエリアへの影響を避けることができるのか。	気仙沼市民の森については、つつじの満開の時期と通常の時期を年間にかけて幾度となく、現地確認を行っております。現地の状況としては、遊具やトイレ、炊事場、四阿といった活動の拠点が火災や老朽化等により焼失・撤去・閉鎖されており、弊社が現地で確認する限り、遊具やトイレ、炊事場、四阿といった、活動の拠点として整備されたエリアや遊歩道では利用者は見受けられません。そういった状況も踏まえ、当社としては当初想定していたような活用はされていない実態であると認識しております。 必ずしも、市民の森と風力発電所の共存はできないものではないと考えておりますので、当然ながら、今後、技術的な調査・予測が必要であるとの認識ではございますが、そういった状況を踏まえたうえで、気仙沼市民の森としての利用価値を残しつつ、また更なる活性化を含めて事業の検討を行っていきたいと考えております。

表 2-1(12) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
41	1. 民家より2K以上距離をあける事。	現時点の事業計画では風力発電機の設置予定位置は住居等から可能な限り離隔をとり、約1kmの距離を確保することとしております。 騒音に関する影響については、音の感じ方には個人差があること、また、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、今後の現地調査により住宅等が存在する地域の音環境を把握した上で、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）を参考にしながら、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り回避又は極力低減いたします。 風車の影については、影響範囲及び時間をシミュレーションによって把握し、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、平成25年）を参考にしながら、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り回避又は極力低減いたします。 また、振動については、現時点では苦情や問題が発生した事例がなく、風力発電機から1km以上の離隔を確保した場合、環境影響は極めて小さいと考えております。
42	2. 保安林内の建設は行わない事。	対象事業実施区域に保安林が存在するため、事業による改変面積は必要最小限にいたします。また、保安林の設定対象、周辺状況の把握に努め、保安林本来の機能が失われないよう、影響の回避、低減、対策に努めます。保安林の管理者とも相談をしながら事業の計画をいたします。

43	3. 最悪建設後に問題が発生した時は、速やかに停止を問題解決するまでする事。	建設後、重大な問題が発生した場合には、速やかに停止し原因の究明、問題の解決に努めます。
44	4. 停電等が発生した際は住民に優先して電力供給を行う事。	停電の際の電力供給も含め、地域貢献策についても検討いたします。
45	5. 完成がもしされた時は、見学が自由に出来る事。	本風力発電所が完成した際には、一般の方々に自由に見学いただけるような施設にできるよう検討いたします。
46	6. 周辺の民家までの市道の整備をする事。	工事用道路または運搬道路については、可能な限り改変を回避できるような計画としておりますが、風車の運搬などにおいて道路を整備する必要がある場合には、道路の補修についても実施いたします。
47	7. この意見書については、全て開示する事。	本意見書につきましては事業者の見解を含め、準備書にて公開いたします。

表 2-1(13) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
48	現在の自然環境を次世代に託していくために、自然エネルギーの活用はとても大切なことだと思います。 ですから、あながち風力発電に反対するものではありません。 今回の計画を聞いて、熊山に上ってみました。 地元の人たちが火防線や遊歩道を整備しており、そのまま維持すべき、重要な自然資源です。 建設が計画されている風力発電施設が実現すれば、その自然が台無しになります。 また建設予定地は、大川や神山川の水源の一つになっています。その水源の樹木を皆伐するような計画は、水害が発生しやすくなり、大災害時代と言われる昨今、下流地域に深刻な影響をもたらしかねません。 建設後のメリットデメリットを考えても、地元のデメリットが多すぎます、 以上の点を考えただけでも、この計画には同意しかねます。	2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定には、産業革命以前に比べて、世界の平均気温の上昇を 2℃以下に、できる限り 1.5℃に抑えるという目標が示されるとともに、気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、日本は 2030 年までに 2013 年度比で CO₂ 排出量を 46%削減する必要があるとされています。 また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 6 次評価報告書によれば、1850～1900 年を基準とした世界平均気温の上昇は、2011～2020 年に 1.1℃まで達しており、温室効果ガスの排出を直ちに、急速かつ大規模に削減しない限り、今世紀中に温暖化を 1.5℃近くに抑えるどころか、2℃に抑えることさえできなくなると予測されています。 日本国政府としても、さまざまな分野で脱炭素化のイノベーションを推進する「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を掲げ、大幅な CO₂ 削減を目指しています。 地球温暖化によるこれからの気温の上昇や海水面の上昇、大雨の増加、自然災害の増加の発生等が懸念されている中、海で取れる魚の種類が変わってきた、という地元の方のお話もお聞きしております。 気仙沼市の主要産業である漁業、名所である徳仙丈山のツツジ、その他の身近な自然環境などを守っていくためには、今の自然をできる限り守りながら風という自然エネルギーを活用することで温室効果ガスの排出量を抑えることが重要だと考えております。 また、現地調査の結果をもとに環境への影響を予測、評価をすることで、できる限り環境への影響を回避又は極力低減できる事業計画とし、地域の方々へのメリットとなる取り組みについても、本事業の計画と共に検討を行ってまいります。

○日刊新聞紙による公告

・河北新報、三陸新報、岩手日報、岩手日日（令和5年3月23日（木））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)宮城県気仙沼風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします
令和五年三月二十三日

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 岡田 正志
事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
二、対象事業の名称 (仮称)宮城県気仙沼風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力:最大四万三千キロワット
三、対象事業実施区域 宮城県気仙沼市
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
宮城県気仙沼市、岩手県一関市
五、縦覧の場所 宮城県庁環境生活部環境対策課、気仙沼市役所ワン・テン
庁舎2階交流プラザ、気仙沼市役所唐桑総合支所、気仙沼市役所本吉
総合支所、一関市役所環境部生活環境課、一関市役所室根支所
縦覧時間 各施設の開庁日および時間に準ずる。
縦覧期間 令和五年三月二十二日(木)から令和五年四月二十四日(月)まで
電子縦覧 <https://tokyu-rene.com/news/miyagikesennun2.html>
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からの意見をもちたい方は、書面に住所・氏名・意見
(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて
おります意見書箱にご投函くださるか、令和五年五月八日
(月)までに左記のお問い合わせ先へ郵送または電子メール
に添付してお送りください(郵送の場合は当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
気仙沼市民会館 中ホール(宮城県気仙沼市笹が陣四二二)
令和五年三月三十日(木) 十八時から
一関市室根市民センター 集会室(岩手県一関市室根町
折壁大里二〇一) 令和五年四月十一日(火) 十八時から
八、お問い合わせ先 東急不動産株式会社
戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
再生可能エネルギー第一部 担当者:龍崎
〒一五〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂一丁目三十一番一 号渋谷ソラスタ
電話〇三六四五五二六九〇 午前九時半から午後六時まで
土・日・祝日は除く
メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

・ 広報けせんぬま 令和4年3月1日号

※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、中止となる場合があります



K-information

暮らしの情報

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業に係る環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

東急不動産株式会社は計画している「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧、説明会を開催します。

■縦覧会場／(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧場所／フン・テン庁舎 2階交流プラザ、唐桑・本吉総合支所、県環境対策課

■インターネットによる公表／<https://tokyureene.com/news/nyagikesennuma2.html> (縦覧開始日4月6日)

■縦覧期間／3月23日(木)から4月24日(月)まで

■意見受付期間／

3月23日(木)から5月8日(月)まで

環境影響評価方法書の内容に対する「意見・ご質問」は、住所・氏名・内容を記載の上、縦覧場所の意見箱へ投函いただくか、提出および問い合わせ先へ5月8日(月)(当日消印有効)までに郵送またはメールで

提出してください。



公開ページ

【環境影響評価方法書について】

3月30日(木) 18時から 気仙沼市民会館中ホール

■意見書の提出および問い合わせ先／

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂二丁目21番

1号 渋谷ソラスタ

東急不動産株式会社 戦略事業ユニットインフラ・

再生可能エネルギー第一部 担当：龍崎

03(6455)2690

平日午前9時30分から午後6時(木)

■TLC Assessment @Tokyuland.co.jp

国生環境課

02(2)3417

小原本駐在所を

唐桑駐在所に統合します

宮城警察では、4月1日に小原本駐在所を唐桑駐在所に統合します。

統合後の小原本駐在所については、当面の間、連絡所としてパトロール・地域ボランティア活動の拠点等に活用し

ます。

事件事故等が発生した場合は、唐桑駐在所や警察署から臨場し、これまで同様に管内の安心安全の確保に万全を期してまいります。今後とも警察活動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

宮城気仙沼警察署 地域課

02(2)7171

家を取り壊した場合は

届出ください

固定資産税の対象となつて

いる家屋を取り壊し、かつ法務局に滅失登記申請を行って

いない場合は、お早めに市税務課に届出ください。

国税務課 固定資産税係

02(2)6600

内線245・246

土地・家屋の名義変更の

手続をお忘れなく

所有者(納税義務者)が亡くなった場合は、法務局で相続登記の手続きをお願いします。

なお、固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されますので、令和4年12月31日までに相続登記が完了しなかった場合は、相続人代表者指

数量限定で炭化肥料を無料配布しています

終末処理場では、毎月第3火曜日に、生産した汚泥炭化肥料を無料配布しています(数量限定・先着順)。

炭化肥料は、無臭・多孔質で保水性や通気性があり、土壌改良材としても使用できます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、積み込みは各自をお願いします。

■配布日／3月22日(水)

※毎月第3火曜日(祝日の場合はその翌日)午後1時から4時まで

■配布場所／気仙沼終末処理場

■数量／1人5袋程度

(1袋18キログラム入り)

■下水道課 終末処理場

☎23-1010

定届(兼固定資産税所有権移転登記)を市税務課へ提出してください。相続登記が完了するまでの間、届出いただいた相続人の代表者の方に固定資産税の納税通知書を送付します。

また、亡くなられた方が未登記の家屋を所有していた場合は、市税務課へ「固定資産(家屋)補充課税台帳登録事項変更申請書」を提出してください。

国税務課 固定資産税係

02(2)6600

内線245・246

消費税のインボイス制度に関する説明会を開催します

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

説明会は、事前予約制により、各回とも定員の20人になり次第、電話の受付を終了します。

■日時／3月7日(火)

①午前10時から

②午後1時30分から

※各回とも消費税の免税事業者の方向けの説明で、1時間30分程度の時間を予定しています。

■場所／気仙沼商工会議所 4階会議室(八日町2-1-1)

※商工会議所内への駐車はご遠慮ください。

■留意事項／ご来場の際は、マスク着用、手指消毒、検温など新型コロナウイルス感染予防への協力をお願いします。

■国気仙沼税務署 法人課税部門

☎(22)6803

公益財団

けせんぬま 2023.3.1

28

・広報いちのせき「I-style」 2023年4月号

時・日時・期日・期間 場・場所 料・費用 対・対象 定・定員 申・申し込み・予約 関・問い合わせ先
*費用が無料、どなたでも参加できる、申し込みが不要の場合、費用、対象や申し込み方法を掲載していません

行政相談
時・期日 6月13日 13時30分～16時
室根支所 14日 10時～12時・社
協庶務支所 20日 9時～12時・
本庁相談室
本庁生活環境課 8344

雇用生活による相談(予約制)
【法律相談】
時 4月24日 10時～13時 市役
所本庁 申前日15時まで(先着順)
【市消費生活センター】 8342
【多量債務整理・消費生活資金
融資相談】
時・期日 4月24日 10時～13時・
市役所本庁 4月5日、12日、19
日、26日 *いずれも9時～17時・市
社福祉協議会 申前日15時まで

令和5年度 障がい者ふれあい事業

教室	定員	開始日 ※1	開催日	回数	時間
ベタンフ	15人	26日	第4回	6回	
書道	15人	8日	第2・4回	10回	
カラオケ	15人	17日	第1・3回	14回	
デジカメ	10人	10日	毎回 ※2	10回	
民謡	10人	24日	第4回 ※3	8回	
料理	10人	11日	第2回	8回	
生け花	10人	25日	第4回	8回	
健康体操	10人	19日	第1・3回	14回	
鑑賞	10人	18日	第1・3回	10回	
スマホ	各5人	15日	第1回 ※4	8回	

相 談

*1…開始日は全て5月です *2…初回だけ
*3…7・8月は第2回もあり *4…5月だけ第3回
●…10:00～12:00 ●…13:30～15:30
場 サン・アビリティーズ一関 *料理教室は一関市
民センター
料 無料 *材料費別途自己負担あり
対 市内に在住する障がい者、家族および介助者
申 4月3日より
関 サン・アビリティーズ一関 2162

心配ごと相談所
【電話相談】
4月6日 13時20分、27日、5月
4日 10時15分、市役所本庁 申前日15時まで(先着順)
【市消費生活センター】 8342
【多量債務整理・消費生活資金
融資相談】
時 4月11日 10時～15時 市役
所本庁 申前日15時まで(先着順)
【市消費生活センター】 8342

無料法律相談(予約制)
時・担当弁護士 4月6日・北村
宏洋氏/13日・赤澤勝氏/20日・
吉田俊晴氏/27日・北村宏洋氏
*いずれも10時～15時 市役所本庁
申前日15時まで(先着順)
【市消費生活センター】 8342

令和5年度 障がい者ふれあい事業

女性のための相談事業
時 4月11日 20日 10時～16時
場 市女性センター 市内に在住
する女性 電話など事前
関 市女性センター 2145

第1回結婚相談会(予約制)
結婚を希望する独身者やその家
族を対象とした結婚相談会を開催
します。縁結び支援員が相談に応
じます。費用は無料です。
時 4月22日 9時～12時 一関
文化センター 3元着6組 申 4月

**環境影響評価法に係る方法書の
縦覧および住民説明会**
宮城県気仙沼市の「仮称」宮城
県気仙沼風力発電事業」における
「方法書」の縦覧を行い、縦覧期間
中に住民説明会を開催します。
【縦覧】
一関市役所生活環境課、室根支
所市民課 3月23日 10時～5月8
日 8時30分～17時 *8時を除く
【住民説明会】
3月23日 4月24日
https://kyu-treene.com/ne
ws/miyagi/kesennu2.html
室根市民センター 4月11日
18時
一関東急不動産株式会社 03・
6455・2690

令和5年度 障がい者ふれあい事業

お知らせ
JR大船渡線を運休します
JR大船渡線の一部の列車を次
の期間、路線の区間集中工事のため
運休します。詳しくは、JR東日
本ホームページ(列車運行情報)・二
次元コードを確認してください。
時 4月4日 17日、
25日、27日
関 JR東日本お問い合わせ
センター(列車時刻、運賃・料金
050・2016・1600

令和5年度 障がい者ふれあい事業

令和5年度 障がい者ふれあい事業

令和5年度 障がい者ふれあい事業

お知らせ
JR大船渡線を運休します
JR大船渡線の一部の列車を次
の期間、路線の区間集中工事のため
運休します。詳しくは、JR東日
本ホームページ(列車運行情報)・二
次元コードを確認してください。
時 4月4日 17日、
25日、27日
関 JR東日本お問い合わせ
センター(列車時刻、運賃・料金
050・2016・1600

一関市全線と平泉町へ

2023年3月提供開始!

光コラボレーションインターネット

高いスピード ずっと ひかり

en ZAQ ひかり

株式会社一関ケーブルネットワーク 〒021-0871 一関八幡町1-24 Tel 0191-21-1256(代) Fax 21-2959

ココがオススメ!

無料のセキュリティ!

光コラボレーションインターネット

あなたに優しい
安心サポート

1週間 4,400円(税込)

月々のお支払い

●戸建
基本料金
4,730円+990円
= **5,720円(税込)**

●マンション
基本料金
3,795円+990円
= **4,785円(税込)**

○インターネットによる「お知らせ」
・東急不動産株式会社 ホームページ

お知らせ

[🔍 一覧へ戻る](#)

2023年3月23日

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

方法書の公表

表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 [対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮害に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 資料編
- 要約書

方法書及び要約書は、令和5年3月23日(木)から令和5年4月24日(月)までご覧いただけます。

ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・ 宮城県庁環境生活部環境対策課
- ・ 気仙沼市役所ワン・テン庁舎2階交流プラザ
- ・ 気仙沼市役所唐桑総合支所
- ・ 気仙沼市役所本吉総合支所
- ・ 一関市役所市民環境部生活環境課
- ・ [一関市役所室根支所](#)

縦覧期間

令和5年3月23日(木)から令和5年4月24日(月)まで

※各施設の開庁日及び時間に準ずる。

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。また、縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によるご提出もできます。

意見書用紙は下記からダウンロードください。

[意見記入用紙\(PDF形式\)](#)

[意見記入用紙\(Word形式\)](#)

郵送受付期間

令和5年3月23日(木)から令和5年5月8日(月)まで(当日消印有効)

メール受付期間

令和5年3月23日(木)から令和5年5月8日(月)まで

観覧場所の意見書投函期間

令和5年3月23日(木)から令和5年5月8日(月)まで(各施設の開庁日及び時間に準ずる。)

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ

東急不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ 担当: 蔵崎

電話 03-6455-2690(土・日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで)

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

※電話については新型コロナウイルス対応による出社制限の影響でつながりにくい可能性がありますので、メールでのお問い合わせを推奨いたします。

住民説明会の開催

方法書について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- ・ 気仙沼市民会館 中ホール(宮城県気仙沼市笹が陣4-2)
令和5年3月30日(木) 18時から
- ・ 一関市室根市民センター 集会室(岩手県一関市室根町折壁大里201-1)
令和5年4月11日(火) 18時から

※今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて観覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、本ページにてお知らせいたします。

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。(無料)



ReENE

ReENEとは	事業紹介	ポートフォリオ	新たな戦略	地域との共生	お知らせ
ReENEとは	再生可能エネルギー事業	ポートフォリオサマリ	トラッキング付 洋上風力発電	TENOHA	すべて
OUR AMBITIONS	フォーカス物件	稼働中事業	自己託送	ReENE ÉCOLE	プレスリリース
OUR PURPOSES	事業拡大への取り組み	開発中事業	自家消費	サイトブランディング	メディア掲載
OUR ACTIONS		ルーフトップ客事業	オンサイトPPAモデル	省庁や業界団体	その他
			ReENE グリーンエネルギー	REASP	お問い合わせ
			ソーラーシェアリング	FOURE	サイトマップ
			洋上風力発電	環境省との対談	関連リンク



会社概要 個人情報保護方針
© TOKYU LAND CORPORATION. All rights reserved.

・宮城県のウェブサイト

宮城県 Miyagi Prefectural Government

Foreign Language 国際交流メニュー 災害・気象情報 休日救急当番表

トップに戻る 目的 分類 組織 事業者

Google 検索 検索 校舎の仕方

トップページ > くらし・環境 > 環境・自然・エネルギー > 環境政策 > 環境影響評価について > お知らせ > (仮称)宮城気仙沼風力発電事業(環境影響評価方法書)

LINEで3.3 シェア ツイート 印刷ページをダウンロード 掲載日: 2023年3月23日

(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業(環境影響評価方法書)

環境影響評価図書の公表に関するお知らせ

環境影響評価方法書

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称: 東急不動産株式会社

代表者: 代表取締役 岡田 正志

所在地: 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

対象事業の名称、種類及び規模

名称: (仮称) 宮城気仙沼風力発電事業

種類: 風力(陸上)

規模: 最大43,000kW(最大10基)

対象事業の実施が想定される区域

宮城県気仙沼市

縦覧

1.縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階環境生活部環境対策課(宮城県仙台市青葉区本町3-8-1)

気仙沼市役所ワン・テン庁舎2階交流プラザ(宮城県気仙沼市八日町1-1-1)

気仙沼市役所唐桑総合支所(宮城県気仙沼市唐桑町馬場181-1)

気仙沼市役所本宮総合支所(宮城県気仙沼市本宮町湊谷館10)

一関市役所市民環境部生活環境課(岩手県一関市竹山町7-2)

一関市役所室根支所(岩手県一関市室根町折壁字八幡沖345)

2.縦覧期間

令和5年3月23日(木曜日)～令和5年4月24日(月曜日)

土・日・祝日除く。

3.縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4.インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和5年3月23日(木曜日)～令和5年4月24日(月曜日)までご覧いただけます。

URL:<https://tokyu-reans.com/news/miyagikisennuma2.html> (外部サイトへリンク)

重要なお知らせ

- ▶ 新型コロナウイルスワクチン接種
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策普及策パッケージについて
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策サイト
- ▶ 斜面や渓流の異常や、土砂災害の発生が確認された場合にはご連絡ください
- ▶ 令和4年3月16日福島県沖地震関連情報
- ▶ 【偽サイトにご注意ください】宮城県公式ウェブサイトの偽サイト
- ▶ 【注意喚起】蔵王御釜には絶対に立ち入らないようお願いいたします。
- ▶ 浮船(CSF)の防護措置の進捗状況について(県内2例目第3報)
- ▶ みやぎ飲食店コロナ対策認証制度

重要なお知らせ一覧 >

こちらのページも読まれています

- ▶ 環境影響評価について
- ▶ (仮称)白石小原陸上風力発電事業(環境影響評価方法書)
- ▶ (仮称)宮城気仙沼風力発電事業
- ▶ 宮城県環境影響評価技術審議会
- ▶ 環境影響評価実施状況一覧(手続中・手続終了等)

同じカテゴリから探す

お知らせ >

- ▶ 環境影響評価図書の公表状況
- ▶ (仮称)白石小原陸上風力発電事業(環境影響評価方法書)

5.意見の提出

「（仮称）宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

（1）意見書の記載事項

- ・ 事業名称
- ・ 氏名及び住所
- ・ 方法書についての環境の保全の見地から意見（意見の理由を含めて記載してください。）

（2）意見書の提出期限

令和5年5月8日（月曜日）まで（郵便の場合は当日消印有効）

（3）意見書の提出先

下記まで郵送又は電子メールに添付してお送りくださるか、紙質場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。

住所：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ

事業所名：東急不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ 担当：龍崎

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

説明会の開催

日時：令和5年3月30日（木曜日）18時から

場所：気仙沼市民会館 中ホール（宮城県気仙沼市笹が澤4-2）

日時：令和5年4月11日（火曜日）18時から

場所：一関市萱根市民センター 集会所（岩手県一関市萱根町折盛大里201-1）

お問い合わせ先

住所：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ

事業所名：東急不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ 担当：龍崎

電話 03-6455-2690（土・日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで）

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

法書）

＞（仮称）宮城気仙沼風力発電事業（環境影響評価方法書）

＞環境影響評価条例等の一部改正案に対する御意見の募集結果について

＞宮城県環境影響評価法案審議会開催のお知らせ（6月2日開催）

＋ もっと見る

お問い合わせ先

[環境対策経理部影響評価課](#)

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側

[お問い合わせフォーム](#) >

[サイトマップ](#) / [FAQs／Ｑ＆Ａ](#) / [お問い合わせ](#) / [お問い合わせフォーム](#)

 岩手県	サイト内検索 Google 検索 検索	
---------	---	--

震災復興
くらし・環境
産業・雇用
県土づくり
教育・文化
県政情報

現在位置： [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [国産資源活用](#) > [国産資源活用推進計画](#) > [国産資源活用推進計画に基づく事業実施状況](#) > (仮称)宮城気仙沼風力発電事業

環境影響評価法に基づく手続き案件

- [太平洋セメント太陽光発電所\(寺島\)増設工事設計画](#)
- [環境ファンドパーク事業実施状況](#)
- [釜淵川治水対策事業\(仮称\)](#)
- [\(仮称\)新大船渡風力発電・送電線建設事業](#)
- [\(仮称\)釜淵川治水対策事業](#)
- [\(仮称\)宮城気仙沼風力発電事業](#)
- [\(仮称\)使用済み原子燃料再処理工場建設事業](#)
- [\(仮称\)釜淵川治水対策事業](#)
- [\(仮称\)宮崎川治水対策事業](#)
- [\(仮称\)宮崎川治水対策事業](#)
- [\(仮称\)久慈・九戸川治水対策事業](#)
- [\(仮称\)ノゾケ地区治水対策事業](#)
- [グリーンパワー推進事業\(国産資源活用促進型\)\(仮称\)国産資源活用促進型\(仮称\)国産資源活用促進型](#)
- [東北の自然を未来につなぐ事業\(仮称\)国産資源活用推進計画](#)
- [\(仮称\)緑野川の治水対策事業](#)
- [\(仮称\)釜淵川治水対策事業](#)
- [\(仮称\)緑野川の治水対策事業](#)
- [\(仮称\)釜淵川治水対策事業](#)
- [SGET意見交換会開催報告書\(仮称\)国産資源活用促進型\(仮称\)国産資源活用促進型](#)
- [\(仮称\)八幡川治水対策事業](#)

(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業

ページ番号1055583 更新日 令和5年3月23日

印刷 大きな文字で印刷

事業者：東急不動産株式会社
 環境影響評価等手続き者：東急不動産株式会社
 最新の承認内容：方法書更新中

環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業
適用区分	法第1種
事業の種類	風力発電（陸上）
事業の規模	出力：43,000キロワット
事業の実施区域（予定地）	宮城県気仙沼市
事業者	東急不動産株式会社
環境影響評価手続者	同上
手続実施通知	令和4年9月29日付け
配慮書	・ 配慮書の提出：令和4年9月29日付け ・ 配慮書の検証期間：令和4年9月30日から令和4年10月31日まで ・ 県民等の意見書の提出期間：令和4年9月30日から令和4年10月31日まで ・ 技術審査会の審議：令和4年10月14日 ・ 知事意見の送付：令和4年12月5日 ④ 評議会に対する説明書（PDF 240.2KB）
方法書	・ 方法書の提出：令和5年3月22日付け ・ 方法書の検証期間：令和5年3月23日から令和5年4月24日まで ・ 県民等の意見書の提出期間：令和5年3月23日から令和5年5月8日まで ・ 説明会：令和5年3月30日、4月11日 ・ 意見の概要書の提出： ・ 技術審査会の審議： ・ 知事意見の送付：
備考	事業実施想定区域は宮城県内ですが、事業実施により環境影響を受ける範囲に岩手県の一部が含まれると考えられるため、岩手県からも知事意見を提出しています。

PDFファイルをご覧いただくには、「Adobe (R) Reader」が必要です。お持ちでない方は[アドビシステムズ社のサイト（新しいウィンドウ）](#)からダウンロード（無料）してください。

このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当
 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
 電話番号：019-629-5269 ファクス番号：019-629-5364
[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

・気仙沼市のウェブサイト

[日本語み上げ](#)
[Foreign Language](#)
[背景色](#)
[黒](#)
[白](#)
[黒](#)
[文字サイズ](#)
[小](#)
[中](#)
[大](#)



[暮らしの情報 Living Guide](#)
[企業・入札情報 Business & Tender Information](#)
[市の紹介・市政情報 About Kesennuma & Municipal Gov't](#)

[安心・安全](#)
[くらし・手続き](#)
[健康・福祉](#)
[教育・文化・スポーツ](#)
[市の施設](#)

Q キーワードを入力 [検索](#) [検索方法について](#)

[トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [くらし・手続き](#) > [環境・衛生](#) > [再生可能エネルギー](#) > (仮称)宮城気仙沼風力発電事業にかかる「環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

(仮称)宮城気仙沼風力発電事業にかかる「環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

更新日：2023年3月23日

東急不動産株式会社が計画している「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査・予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧と説明会が下記のとおり実施・開催されます。

【意見受付】
環境影響評価方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載のうえ縦覧場所の意見箱へ投函いただくか、下記へ郵送またはメールで提出してください。

■縦覧期間/
令和5年3月23日（木曜日）から令和5年4月24日（月曜日）まで

■縦覧場所/
気仙沼市役所ワン・テン庁舎交流プラザ、唐桑総合支所、本宮総合支所、県環境対策課

■縦覧書類/
(仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価方法書

■意見受付期間/
令和5年3月23日（木曜日）から令和5年5月8日（月曜日）まで
(郵送の場合当日消印有効)

■環境影響評価方法書についての説明会/
日時：令和5年3月30日（木曜日）午後6時
場所：気仙沼市民会館中ホール

■意見提出及び問い合わせ先/
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト
東急不動産株式会社戦略事業ユニットインフラインダストリー事業本部
担当：龍崎
電話：03-6455-2690（平日午前9時30分から午後6時まで）
メール：TLC_Accessment@tokyu-land.co.jp

関連リンク

▶ [インターネットによる公表（東急不動産風力発電事業HP）](#)（外部サイトにリンクします）

このページに関する問い合わせ先

市民生活部 生活環境課 環境政策係
電話番号：0226-22-6600
内線番号：342

■ メールでお問合せ

・一関市のウェブサイト



文字サイズの調整
 標準
大
最大

G 言語を選択
 ▼

サイト内検索

Q サイト内検索

[ホーム](#)
[生活・環境](#)
[健康福祉](#)
[教育・生涯学習・スポーツ](#)
[産業振興](#)
[観光・歴史・文化](#)
[消防防災・災害](#)
[施設案内](#)
[市政情報](#)

生活・環境

- ① 子育て・子育ての相談窓口
- ② 子育て支援ガイドブック
- ③ 子育て・子育て・子育て・子育て
- ④ 子育て支援
- ⑤ 子育て支援・相談
- ⑥ こどもの発達・発達
- ⑦ 子育て支援に関する情報
- ⑧ 子育て支援の相談窓口
- ⑨ 子育て
- ⑩ 子育てに関すること
- ⑪ 子育て・子育てに関すること
- ⑫ 子育て・子育て
- ⑬ 子育て・子育て
- ⑭ 子育て・子育て
- ⑮ 子育て・子育て
- ⑯ 子育て・子育て
- ⑰ 子育て・子育て
- ⑱ 子育て・子育て
- ⑲ 子育て・子育て
- ⑳ 子育て・子育て

一関市において、計画されている風力発電事業における「環境影響評価方法書」について、次により縦覧を行います。

対象事業について

名称：（仮称）宮城県気仙沼風力発電事業
 種類：風力発電所の新設事業（第1種事業）
 規模：総出力最大43,000kW（単機出力4,300～6,100kW×最大10機）
 事業実施想定区域：宮城県気仙沼市

縦覧場所

- 1 本庁生活環境課窓口
- 2 釜根支所市民課窓口

【電子縦覧】東急不動産株式会社のホームページから方法書を縦覧することができます。（縦覧の開始日午前0時から掲載予定です。）

URL: <https://tokyu-reene.com/news/mjvaqikesennuma2.html>

縦覧及び意見書の受付期間

令和5年3月23日（木）～5月8日（月）

【電子縦覧】令和5年3月23日（木）～4月24日（月）

縦覧及び意見書の受付時間

1及び2の場所 午前8時30分から午後5時00分まで（土日・祝日を除く）

【電子縦覧】期間内であれば時間指定はありません。

意見書の提出方法

「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に下記事項をご記入のうえ、受付期間内に縦覧場所1及び2にて直接提出いただくか、令和5年5月8日（月）までに事業者（東急不動産株式会社）宛てに郵送または電子メールに添付してお送りください。（郵送の場合は当日消印有効）

- ・ 提出対象である方法書の名称（「（仮称）宮城県気仙沼風力発電事業環境影響評価方法書」）
- ・ 住所
- ・ 氏名

問い合わせ先

(No.)

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。又は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出ください。

○意見書の郵送先 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ
東急不動産株式会社
戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
再生可能エネルギー第一部 担当者：龍崎 宛

○意見書の電子メール送付先 TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○意見書の提出期限 令和5年5月8日(月)〔当日消印有効〕

意見書

令和 5 年 月 日

[illegible]

備

1. 意見書：氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入願います。
 なお、1枚に記載きれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
2. その他
 ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。
 なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。